

国、条例制定市、市の現状		意見交換の論点
国 (1条)	公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源	<p>(各団体の規定の概要) 公文書について、概ね国の規定に沿った表現「市民共有の知的資源」という表現が使われています。ただし、それがどのようなものかについては、考え方に違いがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健全な民主主義の根幹を支える」 ・「健全なまちづくりのための」 <p>(本市の今後の方向性) 公文書については、行政運営のためだけでなく、市民はもとより、その活動の経過を後世に伝えることにより、検証や研究等に役立つものであることから、法の趣旨に則った「健全な民主主義の根幹」、「市民共有の知的資源」を規定していくことが必要と考えています。</p>
滋賀県 (1条)	健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源である公文書等	
甲賀市 (1条)	公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源	
野洲市 (1条)	公文書が、健全なまちづくりのための市民共有の重要な知的資源	
尼崎市 (1条)	公文書が、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源	
近江八幡市	〈規定なし〉	

国、条例制定市、市の現状		意見交換の論点
国 (1条)	国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること	<p>(各団体の規定の概要) 概ね、説明する責務については、国の規定に沿った表現となっています。一部、知る権利や協働のまちづくりといった文言を加えている団体もあります。</p> <p>(本市の今後の方向性) 公文書を作成・管理・保存することは、過去や現在の市政の諸活動について、現在だけではなく、未来を生きる市民に対しても説明責任を有していることを意識していく必要があります。</p> <p>また、「知る権利」は市民側から、「説明の責務」は行政側からのものであり、両者は表裏一体の関係にあること、情報公開条例においても両者規定されていることから、滋賀県及び尼崎市のように両者を規定することが望ましいと考えています。</p>
滋賀県 (1条)	県民の知る権利を尊重することが重要であることに鑑み、(中略)、県の有するその諸活動を現在および将来の県民に説明する責務が全うされるよう	
甲賀市 (1条)	市の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすること	
野洲市 (1条)	市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する市の責務が全うされるようにすること	
尼崎市 (1条)	市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすること	
さぬき市 (1条)	市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務を全うし、市民協働のまちづくりの推進に寄与すること	
近江八幡市	市民の知る権利を実効的に保障するため、市の保有する情報の公開を図り、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うするようにし(情報公開条例1条)	
懇話会委員からの意見		

国、条例制定市、市の現状	意見交換の論点
<p>国 (4条)</p> <p>行政機関の職員は、（中略）、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法令の制定又は改廃及びその経緯 二 前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯 三 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯 四 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯 五 職員の人事に関する事項 	<p>（各団体の規定の概要）</p> <p>市で近年制定された条例については、ほぼ同内容となっています。また、尼崎市では公文書管理指針を策定し、例示しています。本市では、事務処理規程において、「全ての事案の処理は、文書によらなければならない」という事務処理の原則を定めているだけで、文書の作成基準はありません。</p> <p>（本市の今後の方向性）</p> <p>市の諸活動を市民に説明する責務を果たし、適正で効率的な市政運営を進めるためには、経緯を含めた意思決定に至る過程や事務・事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう公文書を作成することが重要であることから、本市においても同様の作成義務を定める必要があると考えます。</p> <p>また、条例の規定だけでは作成義務があるものなのか判断できないことも想定されるため、尼崎市のような何らかの指針を策定する必要があるとも考えています。</p>
滋賀県 (4条)	
甲賀市 (4条)	
野洲市 (5条)	
尼崎市 (4条)	
<p>参考 1 県・市における文書の作成義務について</p>	
近江八幡市	<p>全て事案の処理は、文書によらなければならない。 (事務処理規程26条)</p>
懇話会委員からの意見	

国、条例制定市、市の現状		意見交換の論点
国 (2条)	文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。）	<p>（各団体の規定の概要） いずれの団体においても、図画や電磁的記録は、書面と同様に文書管理の対象となっています。 本市では、電磁的記録についてはファイル登録し、紙媒体のものと一緒にファイリングするケースが多いと思われます（ファイル登録上の区分にDVDやCDというものはない）。</p> <p>（本市の今後の方向性） 電子決裁の導入により、文書管理システムの中の電磁的記録が増えていくことは間違いない状況となっています。ただし、記録媒体は、時の経過とともに時代遅れとなっていくため、保存期間が長期となる場合、利用可能な状態で保存していくには課題が多い。適切な管理方法について検討が必要であると考えています。</p>
滋賀県 (2条2項)	文書（図画、写真、マイクロフィルムおよび電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第20条を除き、以下同じ。）	
甲賀市 (2条2号)	文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）	
野洲市 (2条2号)	文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）	
尼崎市 (2条1号)	文書等（文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。以下同じ。）	
近江八幡市	文書、図画、写真、マイクロフィルム、磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク、フロッピィディスクその他これらに類するもの（情報公開条例2条）	
懇話会委員からの意見		

国、条例制定市、市の現状		意見交換の論点
国 (6条)	保存期間…公文書等の管理に関する法律施行令 行政文書の管理に関するガイドライン 各府省の行政文書管理規則 満了後の措置…行政文書の管理に関するガイドライン 各府省の行政文書管理規則	<p>(各団体の規定の概要) 国、県や近隣市に関しては、参考2 保存期間と満了時の措置基準のように定められています。国・県や尼崎市ではレコードスケジュール（文書が作成された時に、その保存期間と、満了した時にその文書をどうするか、移管するのか廃棄するのかあらかじめ設定すること）を規定しています。</p> <p>(本市の今後の方向性) 保存期間については、本市ではすでに永年区分を廃止し、最長30年としていることから、そのまま継続します。また、現在の事務処理規程の標準表は、他市と比べても考え方について書かれており、この標準表をベースに見直す点がないか検討することを考えています。</p> <p>レコードスケジュールを導入する方がよいのか、別途評価選別基準を策定した方がよいのか、公文書館のあるなしや専門職員がいるいないで変わってくるため、他市の状況を把握し検討していくことを考えています。</p>
滋賀県 (6条)	保存期間…文書管理規定 満了後の措置…文書管理規定	
甲賀市 (6条)	保存期間…行政文書管理規程に規定 満了後の措置…規定なし	
野洲市 (7条)	保存期間…文書管理規程に規定 満了後の措置…規定なし	
尼崎市 (6条)	保存期間…公文書管理指針に考え方を規定 満了後の措置…公文書管理指針に考え方を規定	
近江八幡市	保有期間…事務処理規程に規定	
懇話会委員からの意見		

国、条例制定市、市の現状		意見交換の論点
国 (8・11・14条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関の長 → 国立公文書館等 ・ 独立行政法人等 → 国立公文書館等 ・ 立法機関 → 内閣総理大臣 → 国立公文書館 ・ 司法機関 → 内閣総理大臣 → 国立公文書館 	<p>(各団体の規定の概要)</p> <p>国や県では保存期間が満了した公文書について、参考3 歴史的資料として重要な文書の移管 のように、歴史的資料として重要なものは、公文書館へ移管することを規定しています。近隣市では、市長部局へ移管することと規定しています（甲賀市や野洲市では公文書館に相当する施設はない）。</p> <p>本市では、保有期間が満了した文書は、必要に応じて総務課長及び安土未来づくり課長に合議し、主管課において廃棄することを事務処理規程で規定しています。主管課において廃棄と判断したものの内、文書庫に引継がれている文書については、文化振興課が歴史的価値を有すると認められるものについては、選別収集しています。</p> <p>(本市の今後の方向性)</p> <p>現在の選別収集については、文書庫に引継がれていない公文書は対象となっていないことからそれらの文書を含め、一定の評価選別基準を策定した上で、移管するようにと考えています。</p> <p>ただし、保存場所については検討課題であります。</p>
滋賀県 (8条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関 → 公文書館 	
甲賀市 (8条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長（引き続き保存） ・ 市長以外の実施機関 → 市長 	
野洲市	規定なし	
尼崎市 (8条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長（引き続き保存、歴史博物館） ・ 市長以外の実施機関 → 市長（歴史博物館） 	
近江八幡市	規定なし	
懇話会委員からの意見		

国、条例制定市、市の現状		意見交換の論点
国 (8・11条)	「廃棄」…行政機関の長 「協議」…行政機関の長→内閣総理大臣 「同意」…内閣総理大臣	<p>(各団体の規定の概要)</p> <p>「廃棄」については、参考3のように実施機関が行うとしている。廃棄にあたり、県や甲賀市などのように審議会へ意見聴取する自治体や尼崎市のように委員会へ報告するという形を取っているところもある。尼崎市では、条例制定に先立って行った公文書管理制度審議会で、「尼崎市においては、専門職（アーキビスト）の関与により、廃棄の適正性が一定程度確保できるものとする。（中略）第三者機関において、廃棄文書の現物をすべて確認することは事実上困難であるため、形式的な確認にとどまると考える。第三者機関としては、（中略）制度面から意見を述べることとし、尼崎市は、所管課が（中略）適切に運用するよう管理を行うといった機能分担を図る方がより効果的」と意見をまとめています。</p> <p>本市では、主管課が廃棄を行うものとしています。主管課において廃棄と判断したもの内、文書庫に引継されている文書については、文化振興課が歴史的価値を有すると認められるものについては、選別収集しています。</p> <p>(本市の今後の方向性)</p> <p>廃棄対象ファイルについて、主管課以外に、一定程度文化振興課で確認を行っており、現行においてもある程度チェック機能が働いているが、より透明性を高めるために第三者への意見聴取や専門職によるチェックなどを行う必要があると考えています。</p>
滋賀県 (8条)	「廃棄」…実施機関 「意見聴取」実施機関→知事→審議会へ意見聴取	
甲賀市 (8条)	「廃棄」…実施機関 「意見聴取」実施機関→市長→審議会へ意見聴取	
野洲市	「廃棄」…実施機関	
尼崎市 (8条)	「廃棄」…実施機関 「報告」…実施機関→公文書管理委員会	
近江八幡市	「廃棄」…主管課 (事務処理規程56条)	
懇話会委員からの意見		

国、条例制定市、市の現状		意見交換の論点
国		<p>(各団体の規定の概要)</p> <p>他市では、出資法人・指定管理者について文書の適正な管理に関し必要な措置を講じる努力義務を規定しています。</p> <p>本市の情報公開条例では、出資法人には「要請」、指定管理者には「努力義務」となっています。</p> <p>また、市と指定管理者の間において、「管理運営のため作成した文書を、指定管理期間が満了（中略）した場合、市又は市の指定する者に引継がなければならない」と規定した基本協定を締結することとなっています。</p> <p>(本市の今後の方向性)</p> <p>「出資法人」や「指定管理者」について、文書の適正な管理に関し必要な措置が講じられるようにする必要があると考えています。</p>
滋賀県 (31・32条)	適正な管理に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	
甲賀市 (30条)	適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	
野洲市 (13条)	実施機関は、… 条例の規定による市の措置に準じた措置を講ずるよう指導に努めるものとする。(出資法人)	
尼崎市 (39条)	適正な管理を行うために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	
近江八幡市	出資法人…市の施策に準じた施策を講ずるよう要請 指定管理者…公の施設に関するものの公開に努めるものとする (情報公開条例22・23条)	
懇話会委員からの意見		